

香芝市の執務時間を定める規則をここに公布する。

令和5年1月19日

香芝市長 福岡 憲宏

香芝市規則第3号

香芝市の執務時間を定める規則

(執務時間)

第1条 市の執務時間は、原則として、香芝市の休日を定める条例（平成元年条例第29号）第1条第1項に規定する市の休日を除き、午前8時30分から午後5時15分までとする。

(執務時間外の所掌事務の遂行)

第2条 前条の規定は、市の執務時間外に市の機関がその所掌事務を遂行することを妨げるものではない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。